

平成十一年十二月九日提出
質問第一二二号

専門学校に於ける外国人教員に対する大量解雇・権利侵害事件に関する質問主意書

提出者 保坂展人

専門学校に於ける外国人教員に対する大量解雇・権利侵害事件に関する質問主意書

東京国際学園東京外語専門学校（東京都新宿区西新宿七丁目三番八号）において、「学生数減少」を口実に、実は組合つぶしを狙いに外国人教員を中心に一六名の専任教員（一三名外国人、三名日本人、すべて全国一般労働組合東京南部東京外語専門学校教員組合組合員）が不当解雇され、解雇の撤回を求めて大きな労働争議が発生している。

九五年三月に五名の日本人専任教員（組合員）が不当解雇された（第一次解雇）。ところが、学園側は福祉専門学校（東京国際福祉専門学校・厚生省指定介護福祉士養成施設／東京都新宿区新宿一丁目一番七号）の新設を準備していた。厚生省担当官は「労働争議の発生は教育環境としてふさわしくない」「経営危機を理由として解雇しているなら実態を調査する」と学園に解決を指導し、その結果、同年一月に争議は一端解決をした。解決に際しては、和解条項の一つとして解雇された当該ならびに組合より厚生省へ上申書も提出致した。しかし、解決から四カ月後、厚生省の介護福祉士養成施設の指定が出た翌日の九六年三月二〇日、学園は教員組合三役以下組合員の専任教員八名を不当解雇（第二次解雇）、更に九七年三月には残る組合員を解雇した（第三次解雇）。現在、東京地方裁判所ならびに東京都地方労働委員会に係争中である。

長期にわたって解雇争議が継続することによって、学校現場がきわめて不正常的な状態におかれている。高等学校の多くの教職員が学校の状態を危惧し、早期の解決を求める署名を七千筆以上集めるなどの動きもおきている。

また、日本における外国人教員の大量解雇・権利侵害事件として、国際的な注目を集め、世界教員組合連盟（E I）をはじめ傘下の各国の教職員組合、イギリス労働組合会議などが支援を決定し、日本国政府宛にも争議解決を指導するよう要請書も送付するなど国際問題となりつつある。

よって以下のとおり質問する。

一 不正常的な教育環境について

(一) 九五年以来五年に及ぶ争議が継続し、教育環境は大変不正常的な状態が続いている。この点について把握されているのか。現状を教育環境としてふさわしくないと考えるが、政府の見解はどうか。

(二) 正常化に向けて学園を指導すべきと考えるが、政府の見解はどうか。また、所轄庁の東京都へは指導をしているか。指導（あるいは指示）予定がないのならば、それは何故か。

二 厚生省介護福祉士養成施設指定に係る関係して

(一) 学園は、厚生省を騙し一旦争議を解決したように見せかけながら、介護福祉士養成施設の指定が出るや否や、新たな解雇事件を引き起こしている。この点を承知しているのか。この点に関する政府の見解はいかがか。

(二) 学園は、学生数減少による財務状況の悪化を理由に教員の解雇を行っているが、政府は学園の財務状況を把握しているのか。財務状況が悪化しているのなら指定解除をすべきではないか。指定解除しないのであれば、それは何故か。

三 外国人教員の大量解雇・権利侵害事件について

(一) 本件解雇事件は、日本に於ける外国人教員の大量解雇・権利侵害事件として、国際的な注目を集め、世界教員組合連盟（E I）をはじめ傘下の各国の教職員組合、イギリス労働組合会議などが政府（あるいは現地日本大使館）宛にも争議解決を指導するよう要請書も送付したりしているが、その点について承知しているのか。国際問題となりつつあるが、政府の見解はいかがか。

(二) 各要請に対して回答はしたのか。要請を受けて学園に対して政府は争議解決を指導しないのか。

指導予定がないのならば、それは何故か。

右質問する。